

令和4年第3回（9月）定例会

# 議案説明

令和4年9月2日

議案番号	件名	ページ
行政報告	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和3年度決算概要及び令和4年度事業計画概要について	1
報告第5号	令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について	2
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
議案第48号	令和3年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	4
議案第49号	令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第50号	令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第51号	令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第52号	令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第53号	令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第54号	令和3年度山陽小野田市病院事業決算認定について	6
議案第55号	令和3年度山陽小野田市水道事業決算認定について	6
議案第56号	令和3年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	7
議案第57号	令和3年度山陽小野田市下水道事業決算認定について	7
議案第58号	令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について	7
議案第59号	令和4年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について	8
議案第60号	令和4年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について	9

議案第61号	山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第62号	山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議案第63号	山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第64号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第65号	山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第66号	令和3年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第67号	令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	11
承認第5号	令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）に関する専決処分について	11

本日は、令和3年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

まず、令和3年度の決算について御報告します。貸借対照表の固定資産においては、教育・研究環境の充実を図るため、校舎設備の更新や危険物保管庫の設置、図書の購入等が行われましたが大規模な資産形成はなく、減価償却等による資産の減少により前年度比1億369万5,511円減の37億5,647万944円が計上されております。

また、流動資産においては、現金及び預金として、13億9,718万7,348円が計上されるなど、資産全体では、前年度比8,410万1,671円増の52億2,758万9,709円が計上されております。なお、損益計算書におきましては、外部資金の獲得や経費節減などの経営努力等により、当期総利益として1億5,929万1,125円が計上されております。

次に、令和4年度の事業計画については、支出は、人件費14億8,402万2,000円、一般管理費10億2,271万6,000円のほか、教育経費、研究経費など、計32億7,799万6,000円が計上されております。なお、これらの財源としましては、市が交付する運営費交付金16億2,030万4,000円のほか、授業料や入学金等からなる学生等納付金収入、受託研究等収入などが充てられております。

公立大学法人の運営につきましては、薬学部の開設から5年目となる今年度も、全国各地から多くの入学生が迎え入れられ、財務状況も含め順調に運営がなされているものと考えております。今後も法人運営が円滑に進み、山口東京理科大学が地域の高等教育機関として「知（地）の拠点」の役割を果たし、地域に求められる大学として発展していけるよう、市といたしましても、引き続き適切な支援に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました報告第5号は、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、御報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当ありません。

次に、実質公債費比率については、7.8%、将来負担比率については、54.1%、公営企業会計の資金不足比率については、全会計において該当ありません。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました諮問第1号から第3号までは、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

御承知のとおり、人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱しますが、推薦につきましては、議会の意見を聞くこととされております。

現委員の有田光枝（ありた みつえ）氏及び藤永美枝子（ふじなが みえこ）氏の任期が令和4年12月31日をもって満了すること、岡田みち子（おかだ みちこ）氏が一身上の都合により任期途中で退任されたことから、後任委員の候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

後任の候補者につきましては、慎重に人選しました結果、有田氏、藤永氏の兩名については引き続き推薦することとし、退任された岡田氏の後任には、森本由美（もりもと ゆみ）氏を推薦したいと思います。

この度の後任委員につきましては、地域から候補者を選考しております。引き続き推薦します有田氏は3期9年、藤永氏は1期3年にわたり人権擁護委員を務められており、人格、見識ともに優れ、その実績を鑑みましても適任であると確信しております。

また、新しく推薦します森本氏につきましては、長年にわたる社会福祉事業団での御活躍に加えて、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士としての様々な御経験から、障害のある方への理解や支援について精通しており、多岐にわたる人権問題を扱う人権擁護委員として適任であると確信しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、この度退任されました岡田氏におかれましては、およそ1年6か月にわたり、人権擁護の確立に御貢献を賜り、深甚なる敬意と謝意を表しますとともに、今後の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第48号から議案53号までは、令和3年度の一般会計及び特別会計の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第48号は、一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和3年度の予算額は、当初292億円でしたが、補正予算及び繰越明許費予算を合せて、予算現額は、340億6,547万5,821円となりました。

これに対し、歳入決算額は334億2,269万4,937円で、執行率は98.1%となりました。

一方、歳出決算額は321億1,625万1,234円で、執行率は94.3%となりました。

この結果、形式収支である歳入歳出差引は13億644万3,703円の黒字となり、形式収支から翌年度への繰越財源1億1,717万8,380円を差し引いた実質収支は11億8,926万5,323円の黒字となりました。

この11億8,926万5,323円の剰余金の処分については、今後の補正において、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1を下らない金額を基金への積立てや地方債の繰上償還に充てることとなります。

歳入の主な内容については、その根幹をなす市税は、対前年度比2.3%増の99億9,322万4,372円となっております。また、地方交付税は、対前年度比13.3%増の75億9,144万7,000円となりましたほか、国庫支出金は、対前年度比44.2%減の61億2,582万875円、市債は、対前年度比18.1%増の30億7,224万3,000円となりました。

歳出の内容については、お手元の資料「令和3年度決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行等の実績報告書」をもって説明に代えさせていただきます。

最後に、令和3年度決算に係る主要財政指数は、単年度の財政力指数0.549、経常収支比率89.5%となっております。

次に、議案第49号は、駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 3,297 万 580 円、歳出決算額 829 万 8,478 円、差引き 2,467 万 2,102 円となりました。主な内容は、歳入では駐車場使用料であり、歳出では駐車場事業費であります。

次に、議案第50号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額74億 6,416 万 4,626 円、歳出決算額72億 9,335 万 7,022 円、差引き 1 億 7,080 万 7,604 円となりました。主な内容は、歳入では保険料、県支出金及び他会計繰入金であり、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業費納付金であります。

次に、議案第51号は、介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額66億 1,277 万 2,124 円、歳出決算額63億 2,167 万 4,801 円、差引き 2 億 9,109 万 7,323 円となりました。主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であり、歳出では保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第52号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額11億 686 万 7,018 円、歳出決算額11億 606 万 1,872 円、差引き80万 5,146 円となりました。主な内容は、歳入では保険料及び一般会計繰入金であり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、議案第53号は、小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 195 億 2,846 万 5,818 円、歳出決算額 205 億 8,248 万 8,921 円、差引き10億 5,402 万 3,103 円の不足となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 4 年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。なお、単年度収支については 1 億 2,812 万 9,845 円の黒字を計上することができました。

主な内容は、歳入では勝車投票券発売収入であり、歳出では競走事業費であります。

議案第54号から議案第57号までは、令和3年度の病院事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第54号は、病院事業決算認定であります。

まず、収益的収入は医業収益が38億1,788万1,324円となり、医業外収益及び特別利益を含んだ病院事業収益は48億5,768万7,363円となりました。

これに対し、収益的支出は医業費用が43億5,265万6,015円となり、医業外費用及び特別損失を含んだ病院事業費用は45億6,056万3,361円となりました。

この結果、損益計算の収支差引では2億9,712万4,002円の当年度純利益を生じ、年度末未処理欠損金は30億26万6,077円となりました。

次に、資本的支出については、建物改築費や医療機器更新に伴う器械及び備品費、企業債償還金、他会計からの長期借入金償還金で10億1,170万6,635円となり、これに対する財源として、資本的収入の企業債、他会計負担金、寄附金、補助金で7億9,820万4,180円を充て、差引不足額2億1,350万2,455円は消費税等資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、議案第55号は、水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入については、給水収益は横ばいとなったものの、総収益においては、0.7%あまりの減収となり、総額は15億2,828万9,312円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額13億1,570万9,196円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益1億6,946万2,007円が生じました。

次に、資本的支出については、建設改良費及び企業債償還金の総額が8億4,432万4,946円となりました。これに対する財源として、資本的収入の企業債、工事負担金、出資金等の総額3億1,385万4,166円を充て、その結果、差引き5億3,047万780円の不足額が生じました。この不足に対しては、当年度分損益勘定留保資金等に加え、積立金を8,934万1,397円取り崩して補填しました。

次に、議案第56号は、工業用水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入は、総額2億8,508万5,124円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額2億534万599円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益7,939万2,893円が生じました。

次に、資本的支出については、建設改良費及び企業債償還金の総額が3,034万597円となりました。これに対して資本的収入は、病院会計からの貸付金償還金の6,600万円のみであり、これは平成19年度決算で措置済みですので、ほかに収入がないことから支出総額全額が補填すべき不足額となります。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、積立金を2,396万8,168円取り崩して補填しました。

次に、議案第57号は、下水道事業決算認定であります。

まず、収益的収支については、収入総額18億9,033万4,036円に対し、支出総額は、18億5,099万9,170円となりました。この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収支については、収入総額15億4,695万4,479円に対し、支出総額は、22億9,671万7,132円となり、差引き7億4,976万2,653円の不足額が生じました。この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金により補填しました。

議案第58号は、令和4年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、先の大雨により被災した公共施設の災害復旧事業等取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ7億3,627万4,000円を追加し、予算総額を323億7,787万6,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、地方特例交付金152万3,000円、地方交付税1億9,137万7,000円、分担金及び負担金629万5,000円、使用料及び手数料3万6,000円、国庫支出金5億4,193万4,000円、県支出金1,704万5,000円、諸収入1,230万5,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,730万1,000円、市債1,694万円をそれぞれ減額しております。

次に歳出については、総務費では、公立大学法人運営基金積立金、災害応急工事委託料の増等として5,138万9,000円を増額し、民生費では、副食費増加相当額軽減事業、国県支出金の精算に伴う償還金等として1,244万7,000円を増額しております。

次に衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、地域外来・検査センター設置事業として3億4,672万円を増額し、農林水産業費では、防災重点ため池等防止事業、燃油価格・生産資材等高騰対策支援事業等として1,320万1,000円を増額しております。

次に土木費では、公共下水道事業への繰出しの調整として2,080万円を減額し、教育費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理者への補償等による増はあるものの、教育系サーバー更新事業の減として513万8,000円を減額し、災害復旧費では、先の大雨により被災した公共施設の災害復旧事業として3億3,845万5,000円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正において、広報紙編集用機器リース事業ほか3件を追加するとともに、地方債の補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第59号は、令和4年度病院事業会計補正予算であります。

今回の補正は、入院患者数、外来患者数の予定量を改めるとともに、これらに関連する予算の調整のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金や原油価格高騰の影響などによる費用を見込んだ補正であります。

まず、収益的収支の収入については、入院外来等について現時点での実績等を踏まえて医業収益3億4,986万3,000円を減額し、医業外収益については、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金として5億1,290万円を増額した結果、病院事業収益は1億6,303万7,000円増の47億1,597万7,000円となりました。

次に、支出については、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増額のほか、原油価格高騰の影響などに伴う光熱水費及び燃料費の増額があるものの、入院外来患者数の減に伴う材料費の減額を見込み、医業費用1,820万円を減額し、医業外費用についても、雑支出など377万2,000円を減額した結果、病院事業費用は2,197万2,000円減の49億5,786万円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では1億3,329万3,000円の単年度純損失となりました。

最後に、債務負担行為として、療養環境の向上のために設置を行う腎・透析センター患者用テレビに係る費用を追加しております。

議案第60号は、下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、資本的収入のうち、企業債を増額するとともに出資金を減額するものです。

資本的収支の収入について、企業債のうち資本費平準化債2,080万円を増額し、出資金のうち他会計出資金2,080万円を減額しております。各費目における同額の変更であるため、この結果、当初予算からの収入総額についての増減はありません。

議案第61号は、山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律について、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にする観点から、育児休業の取得回数の制限を緩和するなどの改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第62号は、山陽小野田市税条例等の一部改正であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、順次施行される内容についての改正です。

改正の主な内容としましては、住宅借入金等特別税額控除について、対象となる居住年が令和7年まで延長されたこと、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例について見直しがされたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号は、山陽小野田市児童クラブ条例の一部改正であります。

これは、現在、小野田児童館で実施している小野田児童クラブを小野田小学校の空き教室に移転し、また、高千帆児童クラブについて、高千帆小学校の敷地内

に新たに児童クラブ室を整備し、ともに令和5年4月1日から事業を実施することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第64号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としまして、建築基準法に関する事務については、引用条項の項ずれの解消であり、手数料の変更はありません。

また、長期優良住宅に関する事務については、建築行為を伴わない良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されることに伴う所要の改正であり、手数料の額は、山口県と同額を定めるものであります。

議案第65号は、山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正であります。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正により、国会議員の選挙等における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成等に係る公営費の限度額が引き上げられたことから、国の基準を参考として定めている市議会議員及び市長選挙の選挙における選挙運動費用の公費負担に係る限度額等について、所要の改正を行うものであります。

議案第66号及び議案第67号は、いずれも地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第66号は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和3年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金2億5,880万3,404円の処分としては、まず、1億6,946万2,007円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る8,934万1,397円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

次に、議案第67号は、工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。令和3年度工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金1億336万1,061円の処分としては、まず、9,686万7,948円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る649万3,113円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

承認第5号は、令和4年度一般会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、7月18日、19日の豪雨により被災した市内の土木施設15か所及び農業施設17か所に関して、今後、国の災害査定を受け、円滑な復旧工事を行う上で取り急ぎ必要となる設計業務について、所要の経費を計上するものです。この度の災害では被災箇所も多く、限られた時間の中でこれらの設計作業を終えるため、早急な予算措置が必要となったため、令和4年8月8日に専決処分を行ったものです。

これにより、歳入歳出それぞれ4,382万8,000円を追加し、予算総額は316億4,160万2,000円となりました。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。